## 平成22年度 第3回政治資金適正化委員会 議事録

# (開催要領)

- 1. 開催日時: 平成22年8月11日(水) 15時00分~16時35分
- 2. 場 所:総務省6階 601会議室
- 3. 出席委員:上田廣一、小見山満、池田隼啓、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

#### (議事次第)

- 1. 開 会
- 2. 議 題
- (1) 政治資金監査マニュアルの改定について
- (2) 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会(仮称)の実施について
- (3) 登録政治資金監査人の登録者数について
- (4) 政治資金監査に関する研修について
- (5) その他
- 3. 閉 会

## (配付資料)

- 資料1 政治資金監査マニュアルの改定(案)の概要
- 資料2 政治資金監査マニュアルの改定(案)新旧対照表

参考資料 政治資金監査に係る具体的な指針(政治資金監査マニュアル)

### 【平成22年9月改定案】

- 資料3 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会(仮称)の実施について
- 資料4 登録政治資金監査人の登録者数
- 資料 5 政治資金監査に関する研修の実施状況
- 資料6 政治資金監査に関する研修の実施計画について
- 資料A 政治資金監査に関する研修テキストの改定(案)新旧対照表
- 資料B 政治資金監査チェックリスト【平成22年9月改定案】
- 資料C 国会議員関係政治団体の収支報告の手引き(平成22年8月改訂)(抜粋)

(本文)

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成22年度第3回政治資金適正化委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ、御出席を賜りまことにありがとうございます。

議事に入る前に、まず事務局より人事異動のあいさつがあるので、お願いします。

【江村事務局長】 失礼いたします。

7月27日付で着任いたしました、事務局長の江村興治でございます。どうぞよろしくお願い いたします。

微力ではございますけれども、当委員会の運営が円滑にまわりますように努めてまいりたいと 思います。

続きましては、私以外の異動者について紹介をいたします。

7月5日付で着任いたしました、参事官の村手聡でございます。

【村手参事官】 7月5日付で参事官を拝命いたしました村手聡と申します。よろしくお願いいたします。

7月まで4年間、岡山市の方で副市長をさせていただいておりました。微力ながら精いっぱい 頑張らせていただきます。よろしくお願いいたします。

【江村事務局長】 以上でございます。

【上田委員長】 次に、平成22年度第1回委員会の議事録についてでございます。

事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第1回委員会の議事録につきまして、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思います。

また、平成22年度第2回の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様 に御意見等ありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。次回の委員会でお諮りさせて いただきます。

それでは、本日の第1の議題、「政治資金監査マニュアルの改定について」、及び関連する委員 限り資料の説明を事務局にお願いいたします。参事官、お願いします。

【村手参事官】 それでは、御説明をさせていただきます。

政治資金監査マニュアルの改定、議題1ということでございます。委員用の委員会資料の一覧のところで、議題1関係の資料をまとめさせていただいておりますが、資料1と資料2、参考資料、そして、資料A、資料Bということでつけさせていただいております。

資料1が改定案の概要ということで、1枚もの、資料2がそのマニュアルの新旧対照表、参考 資料として、改定後の溶け込ませた新マニュアル、資料Aといたしまして、テキストの改定案の 新旧対照表、そして、Bといたしまして、チェックリストということで、関連資料を用意させて いただいております。

第2回の委員会でも議論を賜りまして、2点ほど宿題をいただいてございました。

1点目が、例の会計帳簿の住所欄についての記載について、全く白紙でもいいのかというような議論、記載不備のときの取り扱いというのを法律の規定、必要記載事項とされている住所ということとの兼ね合いというものをどう考えるのかといった点。

それから、振込明細書と徴難明細書との後先関係といったことについて御議論をいただいたところでございます。それについても工夫させていただいておりますし、また、いろいろ前回の委員会以降、定義の関係や順番の関係を補正させていただいたことも含めまして、一覧で新しいマニュアルと旧マニュアルを比べていただきながらチェックをしていただきたいと思っておりますので、資料のAのテキストで説明をさせていただきたいと思います。

資料のAの1ページ目でございます。2ポツのところでございますが、「今般の」ということも 大分前になってまいりましたので、「政治資金監査導入の経緯」という表題に変えさせていただい ております。

また、「政治資金監査の範囲」ということで、支出に限るんだよと、それは政治活動の自由との 兼ね合いだよといったことを、後ろの方にコラムとして用意してあったのを、いろいろ議論もあ りますことから、前に出してこのページにコラムとして追加させていただきました。

また、基本的性格のところでございますが、「監査」という言葉遣いを8.、9.、10.、11.、 コラム等々でしてございましたところを、裸で「監査」という言葉を使わないような形にいたし てございます。

2ページ目の上のところでございますけれども、「国会議員政治団体と一定の関係を有する」というような表現を使ってございましたが、後のところで「密接な身分関係を有する」といったような表現を使っているところもございましたので、統一を図り、「密接な身分関係を有する登録政治資金監査人については」というような表現に統一をいたしました。

コラムについて、「一定の関係を有する」といったものについては削除をしてございます。

それから、3ページ目の10.のところでございますけれども、「領収書等」と書いてございますが、関係書類について表現を見直しまして、「収支報告書及び会計帳簿等の関係書類」ということで書かせていただくことといたしました。語句の整理ということでございます。以前のマニュアルでは、「会計帳簿等の関係書類」で、収支報告書も含めて定義をしてございましたが、語句の整理上、「収支報告書及び会計帳簿等の関係書類」ということで整理をさせていただきたいと思います。

3ページのコラムのところで、監査の実施場所でございますが、「主たる事務所で」ということ を明記させていただきました。

4ページ目でございますが、マニュアルの位置付けでございます。法律上の位置付けといたしまして、監査は具体的な指針、マニュアルに基づき行うものとする。また、省令で、報告書はマニュアルに基づき作成することとするとしてございますので、用語を「基づき」ということで統一をさせていただき、法令上の根拠を明記させていただいてございます。

5ページ目でございますが、「登録免許税法に規定された税額により」ということで、以前のマニュアルでは1万5,000円という実額を出していたわけでございますが、登録免許税法に規定された税額ということで、その実額ということではなくて、法律を引っ張ってきた記載にさせていただいてございます。

5ページの一番下のところでございますが、括弧で、「現職または公職の候補者になろうとする 者を含む」という定義規定をここに入れて、分かりやすくしてございます。

6ページ目でございます。「役職員」とはというコラムの中に、Q&Aで今までも出させていただいておりました「役職員には、事務局の職員も含まれるが、単に国会議員関係政治団体に入会し、会費等を支払っているだけの会員は、役職員には該当しない」という、このQ&Aのものをテキストに挙げて記載をさせていただいてございます。

7. のところでございますが、これについてもQ&Aの内容を追記させていただいてございます。まず、業務制限が設けられている期間ということで、「政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間」ということを明記させていただいております。その後、自ら作成・徴取したものについて、自ら監査を行うことになる場合も、「適当ではない」というような形で書かせていただいております。Q&Aの文言をここに挙げさせていただいたところでございます。

コラムで、例といたしまして、具体的に会計責任者等の記載をさせていただいてございます。 また、7の中で定義規定を入れまして、先ほどの収支報告書及び関係帳簿等の関係書類といっ たようなことの定義をさせていただいてございます。

8ページをお願いいたします。

一番上でございますけれども、国会議員関係政治団体の定義の表現を整理いたしました。括弧内で「政党を除く」というような表現になってございましたが、みなし1号団体は政党支部だというような議論もございましたので、ちょっと持って回った形になっておりますけれども、正確に書き下ろしてございます。

それから、4. のところに「場所を移動」と書いてございますけれども、これについては、政 治団体の区分に異動があった場合の問い合わせ等も多かったものですから、柱を立てて10ペー ジのところに記述をするということで、移動させてございます。

4. のコラムでございますけれども、これについては、10ページにございます旧の収支報告書の提出先のコラムと、合体をさせて、「提出先及び提出期限」ということで1つにまとめて、わかりやすくさせていただいてございます。

10ページ目の新の3.でございますけれども、政治団体の区分に異動があった場合の留意事項ということで、柱立てを新規にいたしまして、まず5.で、12月31日又は解散日において国会議員関係政治団体に該当しない政治団体であっても、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間があった場合、その年に収入、支出を計上している場合は政治資金監査を受けなければならないということを明記してございまして、なお書きで、収入、支出をともに計上していない場合は、監査を受ける必要はないということをQ&Aに出させていただいておりましたのをマニュアルに挙げさせていただきました。

それから、11ページの新の8.のところでございますが、国会議員関係政治団体以外の政治団体であった期間については、領収書が取れていない以下の支出については、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すれば足りるということといたしました。これはQ&Aに書かれていたものをマニュアル化させていただいたいものでございます。いわゆる5万円未満の支出、また、5万円以上であっても資金管理団体にあっては5万円以上の人件費に係わる支出、その他の政治団体にあっては経常経費に係る支出のことでございます。

次に、13ページでございます。政治資金監査指針という大きな項目を、章立てを変更いたしまして、3つに分けまして、一般監査指針、個別監査指針、ヒアリングという形で3つの区分にさせていただいております。

まず、密接な身分関係ということで、先ほどの一定の関係というところと統一させていただい た表現にさせていただいております。 それから、14ページでございます。3. のところでございますが、政治資金監査の実施場所について、「事務所」と記載されていたところを「主たる事務所」と明記をさせていただいてございます。

あと、コラムや4. で「会計帳簿等の関係書類」というのを「収支報告書及び会計帳簿等の関係書類」というように直してございます。

15ページは要領と指針で同じことに関して記載されていたものを統合、整理いたしまして、 右側の5、6、7といった表現に直させていただいております。内容には変更ございません。

16ページ、17ページにつきましても、政治資金監査実施要領から移してきたものでございます。会計帳簿等の関係書類といった表現を直させていただいている点がございますが、内容に変わりはございません。

18ページの新の24、25、26のところでございます。24.のところについては、政治 資金監査契約書は、印紙税が課せられるということを記述し、また、政治資金監査報酬を受領し た際に作成する領収書等は印紙税は課せられないということ、また、監査報酬につきましては、 所得税を源泉徴収することが必要とされていることといった、Q&Aに書かれている項目につい て、質問も多いということで、マニュアル化させていただいてございます。

19ページでございます。個別監査指針という項を立てさせていただいておりまして、各法律の号ごとに手順を示した形で指針を示させていただいてございます。

1番目の保存状況の確認ということでございますが、保存対象書類の一覧表が欲しいというお 声をいただいておりまして、そのテキストにございましたコラムをマニュアルに挙げて、わかり やすく一覧表はこのような例だということを示したものでございます。

20ページをお願いいたします。旧の12.、新の2. でございますけれども、旧の12. では確認する対象年の話でございますが、「監査対象年の過去3年に係る会計帳簿等の関係書類ではないことに」と12. では書かれていたものを、もっと直截に、「その対象となる年に係るものが保存されていることを確認すれば足りる」ということで記載をさせていただきました。

次に2号監査事項でございます。3.、4.のところは旧要領のものを書き写した形になってございます。

21ページに参りまして、旧の3.のところを御覧いただきたいと思いますが、領収書等の3 事項に欠ける領収書があった場合には、その旨を指摘するとともに、領収書等の発行者に対し、 記載の追加や再発行を要請するなど、3事項を具備した領収書等を備えるよう求めるということ とさせていただいておりました。これについて、3事項が欠けていれば、すぐにそういうことを 要請するというような形ではなく、ちょっと構成を変えてございます。新の 6. では、まず指摘 をするということにとどめてございます。

そして、ちょっと恐縮でございますが、22ページの9.を御覧いただきたいと思います。22ページの9.でございますけれども、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出については、18.により会計帳簿の記載事項と整合的であるかどうかを確認するということをまずしていただくということとしてございまして、恐縮でございますが、24ページの18.を、ちょっと後先になりますけれども、御覧いただきたいと思います。

24ページの18. でございますが、必要事項の記載不備がある領収書等に係る支出については、まず発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と会計帳簿の記載事項が整合的であるかどうかを確認するということにしてございまして、これは昨年の第3回委員会資料で見解を出していただいたことをマニュアルに追記したものでございます。

「また」以下でございますけれども、記載不備がある領収書等に係る支出について、当該支出 の内容を示す請求書等の書類が領収書等と一体として保存され、会計責任者から示された場合に ついては、この請求書等の記載事項と併せて会計帳簿の記載事項と整合的であるかどうかを確認 することとさせていただいております。

なお書きで、この記載不備がある領収書等について、収支公開の観点から、記載不備のない領収書等と同様に保存・提出すべきということを付記させていただいております。

このような形で、記載不備がある領収書についても、請求書等と併せて記載の整合性を確認していただくということをまずやっていただくということにさせていただいております。

22ページにお戻りいただきたいと思います。22ページの9.のところでございますが、確認をした結果、当該領収書等及び請求書等の記載事項と支出に係る会計帳簿の記載事項の整合がとれていない場合については、亡失等一覧表に記載するように求めるということとさせていただいております。

また、なお書きで、亡失等一覧表に記載するよう求めるまでに、記載の追加や再発行を要請するなどして、会計責任者が領収書等の必要記載事項が備えられた領収書等を備えたという場合には記載するよう求める必要はないというようなことで書かせていただくことにいたしました。

また、コラムでございますが、Q&Aに書いておりましたものを挙げたものでございますが、 国会議員関係政治団体で、領収書等についての空欄を追記するといったようなことは適当ではないということを確認の意味でコラムに挙げさせていただいております。

恐縮でございますが、21ページにちょっとお戻りいただきたいと思います。

コラムの中でございますけれども、左の旧の場合は「振込明細書がある場合」というふうに言ってございまして、「領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書のいずれを作成してもよい」というようなことで書いてございましたが、右の「振込みの方法により支出をした場合」ということで、法律の規定をより厳密に引いてまいりました。2段目のところの一番最後のところ、「領収書等を徴し難かった支出の明細書(金融機関が作成した振込明細書があるときにあっては、当該支出の目的を記載した書面)を作成することとされている」というように、厳密に表記をさせていただきました。

それから、22ページの(3)高額領収書等のあて名等の確認のところについては、要領から の移動ということが主なところでございます。

24ページにわたりまして、領収書等の記載でございますが、領収書への印紙の貼付漏れについてのコラムを追加させていただいてございます。

それから、(4)会計帳簿の必要記載事項の確認ということで、18.を御覧いただきたいと思います。先ほどのところで御覧いただいたとおり、見解の内容を反映した見直しをさせていただいてございます。

その25ページの上のところでございますけれども、当該請求書に係る支出の内容を示す請求 書等の書類の例として、以下のような場合が考えられるということで、2つの場合を出してござ います。

それから、その下でございますが、政治資金監査において会計帳簿に記載された支出と突合を 行う書面という一覧を追加させていただいております。登録政治資金監査人等から一覧表が欲し いというようなお声もいただいておりましたので、明記をさせていただいたものでございます。

まず、(1)で、「領収書等を徴し難い事情がない場合は、「領収書等」及び「領収書等に係る請求書等」と突合する」と。

また、(2)で、「徴し難い事情がある場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」と突合する」と。なお、振込の方法による支出であって振込明細書があり、支出目的書が作成されている場合は、その書類と突合するということとさせていただいてございます。

19. でございますけれども、17、18の例によって突合を行うということで、先ほどの18. のような形での発行者情報とか、請求書の類等も含めた形の整合性確認といった方法により 突合を行う。そして、振込明細書等との突合により支出の状況を確認し、これらの書類で状況が 確認できない場合には、賃金台帳、源泉徴収簿により確認するとさせていただいてございます。

26ページでございますけれども、人件費と突合を行う書面についても一覧表を作成して記述

をさせていただいてございます。(1)で、領収書等を徴し難い事情がない場合は、同じように領収書等及び請求書等と突合すると。(2)として、領収書を徴し難い事情がある場合で、振込みの方法による支出であって、振込明細書があり、支出目的書が作成されているときは、それと突合すると。それ以外のときは賃金台帳や源泉徴収簿で突合するとさせていただいてございます。

20. でございます。会計帳簿に必要記載事項の記載不備がある場合はその旨指摘すると。 なお、以下の場合は、記載不備とは扱わないということとさせていただいてございます。

1つ目の・でございますが、「支出を受けた者の住所の記載が領収書等にないなど、事実上又は 社会通念上、当該住所の特定が困難であり、会計帳簿の備考欄に住所不明である旨又は一部を省 略した住所が記載されている場合」ということで、個人タクシー、コインパーキングですとか、 外国での住所が分からない、例えば、ニューヨーク州といったような記載といったものを挙げて ございます。

27ページ目の・でございますが、支出を受けた者が団体であり、会計帳簿の備考欄に記載されていました住所が団体の主たる事務所の所在地であるかどうか確認が困難である場合ということで、直販店かフランチャイズかというような議論をしていただいた見解をマニュアルに落としたものでございます。

3つ目の・でございますけれども、これが前回も指摘を受けました住所の記載のところでございます。会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されていて、支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等、また、領収書等に係る請求書等の書面が会計帳簿とあわせて保存されている場合は記載不備とは扱わないということで、検討結果を報告させていただきます。住所の欄が全く空欄であるというような状況では、やはり法律上住所を記載せよというようなことで求めている趣旨と整合性がとれないということで、住所は別添の書面に記載されているというような記述があれば、政治資金監査上は記載不備と扱わなくてもいいんではないかということで、御報告をさせていただきます。

「ただし」といたしまして、この場合であっても、備考欄には別添の書面に記載された支出を 受けた者の住所を転記していくように指摘してほしいと、こういうようにしてございます。

下のコラムはそれを具体的に書き下ろしたものでございまして、例えば住所の記載でございますが、「住所は別添の書面に記載」というようなことで書いた場合ということでございます。

あとは、29ページの24.のところでございますが、今との絡みでなお書きを追加させていただいております。会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されている場合は、収支報告書と会計帳簿を比べても住所が出てまいりませんので、その場合については、

当該書面に記載された住所が収支報告書に転記されているかどうかを領収書等にさかのぼって、 確認していただくということとさせていただいております。

次に、一番下の4号監査事項でございますが、これについては、まず27. は、法律上の記述 を記載させていただいたところでございます。

30ページでございますけれども、30ページはコラムを追加してございます。28. で作成 義務がかかる徴難明細書のことをいってございますが、提出義務がかかる徴難明細書について、 コラムを設けて記載をさせていただきました。

また、旧の26.のコラムでございますが、前段が「いずれかにより確認する」というところがどうかという点、また、「なお」以下の点は明らかに誤っておりましたので、このコラムを削除させていただいてございます。

次に、領収書等を徴し難い事情の具体例でございますが、これについては内容を整理させてい ただいてございます。

31ページの下から2つ目の・の振込みの方法による支出のところで、なお書きで、金融機関が発行した振込明細書がある場合は、支出目的書を作成することで領収書等に代えることができるといったような記述をさせていただきました。

次に、32ページでございます。32ページは要領と指針が重なるところがございましたので、 それを重ね合わせて記述させていただいたものでございます。

33ページのコラムにつきましては、32ページの一番上の意義・目的のところをコラムにしてあったものでございますので、削除させていただいてございます。

ヒアリングの実施方法については、会計処理方法ということで項目名を変え、内容については 要領から引き写しをさせていただいております。

- 33ページの一番下の事務の引継ぎについてのコラムを設けましたが、これについては政治資金規正法の規定事項であることを明示させていただいております。なかなかここのところが徹底されていないという監査人からの御意見に基づくものでございます。
  - 34ページに法律上の根拠も示してございます。
- 34ページ、35ページ、36ページにつきましては、要領と記載内容はほとんど同じでございます。
- 37ページのところでございますが、これについては、4.のところは38ページの要領の1. のところから下線部のところを引いてまいりまして、合体をしておるものでございます。
  - 38ページでございますが、8.のところ、なお書きでございます。団体の正式名称を記載す

ることを注意喚起してございます。誤りの多かった事項についての注意喚起ということでございます。

それから、9. のところで、「自署し、かつ、自己の印を押す」ということをコラムとして追加させていただいておりますが、自署及び押印の両方を備えていない実例が多かったために記載を追加したものでございます。

以下は、裸で「監査」と使っているところを直した点、それから、新の13.のところで、旧は「監査の対象となった収支報告書等に係る会計の開始日と終了日」と書かせていたわけでございますが、これもちょっと誤りが多いものですから、「年を記載し」ということで変えさせていただいてございます。

39ページでございます。3つ目の・のところでございますが、「記載例(3)の例によること」といった場合を具体的に①、②、③という形で書き起こしてございます。今まで(3)の記載例のところに書いてあったものを本文に書き下ろしているものでございます。

「また」としまして、上記①から③に加えて、マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出として、記載例(3)の(別記)(1)から(3)以外の記載が必要と判断した事項がある場合は、委員会に照会することとさせていただいてございます。

また、コラムとして質問が多かった事項について補足説明を追加させていただいております。 帳簿を全部使っていなかった場合はどう記載するんだというような質問がございましたので、そ の場合は使っていない帳簿は書かなくてもいいよというような内容でございます。

4 1ページのところでございますが、まず表題のところでございますが、「監査事項について確認できないものがない場合」という形のところを、「監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合」ということで、ちょっと持って回ったところを正面から表現をしてございます。

それから、(1)のところ、「平成×年×月×日から平成×年×月×日まで」と書かれていたところを、「平成×年に係る法第12条第1項に規定する報告書のすべての期間」ということで、直させていただいてございます。

(3) のところは、「作成した会計帳簿等」を「作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類」という形で直させていただいてございます。

42ページの(注)のところでございますが、旧のところで「事務所」と書いてございましたのを「主たる事務所」と直させていただいてございます。

記載例の(2)、(3)についても同じようなところを直させていただいてございます。

資料Aについての御説明は以上でございまして、このような形で改正の新旧を御説明させてい

ただきましたが、今のところからコラムを取ったのがマニュアルの改正ということになります。 そして、資料1を御覧いただきたいと思いますが、それを概要としてまとめましたのが資料1 でございます。

それでは、資料1について御説明をさせていただきます。

1でございますけれども、政治資金監査に資する記載内容の充実ということでございます。まず政治資金監査マニュアルの構成の見直しということで、今まで指針と実施要領という形で2本立てになっていた構成を分かりやすく一体化をしたという点。それから、Q&A、又は見解といったものを追加記載したことによって、政治資金監査に資するように記載内容を充実したといった内容にさせていただいております。

2番といたしまして、方法の変更ということで、政治資金監査の基本的性格を踏まえつつ、監査人から寄せられた意見をもとに、支出の状況の確認に活用できる書類を拡充とさせていただいて、2点挙げさせていただいてございます。

領収書等による支出の状況の確認ということで、3事項に記載不備がある場合は、今までは補足する請求書等の関係書類があっても支出の状況確認に活用しないで、亡失等一覧表を作成するという扱いにさせていただいておりましたものを、改定案といたしまして、当該支出に関係して発行された請求書等の関係書類が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示された場合は、その書類も活用して、支出の状況を確認することも可能にしたという点。

(2) といたしまして、会計帳簿の記載事項による支出の状況の確認ということで、支出を受けた者の住所が会計帳簿以外の書面において確認される場合であっても、支出状況の確認に活用しないで、記載不備を指摘しようというマニュアルになっておりましたが、改定案といたしまして、支出を受けた者の住所が領収書等に記載されているという旨が会計帳簿に記載されていた場合は、その書面も活用して、支出状況を確認することも可能にしようという内容とさせていただいております。

3番でございますが、今後のスケジュール、今日8月11日、この第3回委員会で御了承いただければ、改定案を公表し、パブリックコメントに付したいというふうに考えてございます。

来月の16日に第4回の委員会を予定してございますが、この第4回の委員会で改定版を決定するという、そのパブリックコメントも踏まえながら、決定していただくというようにしていただければというように思ってございます。

適用につきましては、周知期間も必要ということで、平成22年分以降の収支報告書に対する 政治資金監査から適用したらどうかということで、案を出させていただいております。 以上、議題1関係の御説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見ございましたらどうぞ御発言いただき たいと思います。

牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 最終段階ですみません。24ページで、「また」以下ですけれども、「当該支出の内容を示す請求書等の書類(以下「領収書等に係る請求書等」という。)」とありますよね。なお書きのところで、上記により確認がされた云々、領収書等について提出すべきと書いてありますが、この請求書等はどういう扱いにしようという考えでしょうか。要するに、これは不完全な領収書、領収書の類と請求書等を一体として見て、支出が確認できるということなんで、それらは一体となった書類という位置付けをすべきなのではないかと思いますが、今のこの資料1の改定案のところの請求書等の関係書類は領収書等と一体として保存されているということを書いていますよね。そういうことであれば、ここは記載不備がある領収書等、ちょっと表現はあれなんですけれども、要するに、この請求書等が含まれる表現にすべきではないのかと思いますが、いかがでしょう。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【村手参事官】 一応保存提出義務がかかるものについては、法律上領収書等ということで書かれております関係上、そこに請求書を含めて提出なり保存を課すということはちょっとなかなか法律との関係で難しいのではないかという御意見もあり、なお書きで領収書等については少なくとも提出、保存をしてほしいということで、「すべきである」という形で表現をさせていただいたものでございます。

先ほどの「一体として保存され」という状況については、政治資金監査において監査人がその場で「一体として保存され」ということの確認はしていただいた結果ということになりますものですから、一定のそこのフィルターは越えているというようなこともあり、一応提出義務との絡み、法律の条文との絡みからこのような表現にさせていただいたところでございます。

【牧之内委員】 法律上の領収書等であれば、それは提出の義務があるでしょう。

【村手参事官】 支出を証する書面が領収書等の内容でございます。

【牧之内委員】 等ですよね。だから、それは提出の義務があるわけですよね。

【村手参事官】 支出を証する書面であれば提出の義務、保存の義務があります。

【牧之内委員】 提出すべきというのは、そこらでちょっと義務とまでは言いづらいというと ころの表現だと思いますが、そうであるならば、せっかくこの領収書、不完全な領収書もいろい ろ周辺を見ながら活用してやろうというふうにしたんであれば、そこのところが生きるような手法にすべきなんじゃないのかと。それは監査人が見たんであって、だけれども、出てきた書類だけを見ると、不完全な領収書だけがついていますということだけになりますよね。それを監査人は請求書や何かと見比べて、これはほぼ領収書、実質的に領収書とみなしていいという判断をしたわけだから、その判断の基礎になる請求書等も併せて提出するというのが、監査人にとっても、誰にとってもいいんじゃないかなと思いますが、法律的な解釈としては難しいですか。

【上田委員長】 政治資金課長。

【松﨑政治資金課長】 確かに提出を必ずしなければいけないというふうには、やはり言い難いのかなというふうな感じもあります。請求書まで添付されて、こちらの方に大量の書類が来るというのはちょっとどうかなという感じはあります。実務面としては、それをやり出すと多分いろいろな不備の領収書が結構出てくるのかなというのがありますので、そこはやはり監査人の方がきちんと見ていただいたということでよろしいのかなと。それで、不備の領収書でぎりぎり言えば、それは領収書じゃないから提出しなくていいのかという議論もあるわけですが、そこはやはり通常世間の方が見た場合には領収書として受けとめられるものですから、それは提出していただければいいのかなということで、今このようにマニュアルではなっているのかというふうに受けとめております。

【上田委員長】 今牧之内委員が言われたことがよく起きるのは、支出の目的の欄の部分だと 思うんですね。領収書の中で、支出の目的の欄が抜けているという部分。

【村手参事官】 はい、多いのは。

【上田委員長】 請求書を見ればわかると。

【牧之内委員】 そうそうそう。

【上田委員長】 だから、まず金額の欄ではそんな問題は起きないと思いますし、それから、 そういう問題はあて先のところにもありますかね。

【牧之内委員】 そうですね。

【上田委員長】 上様の領収書が、請求書を見れば具体的にいろいろ名前が書いてあるという。

【牧之内委員】 請求書の方がいろいろ具体的に書いてあって、領収書は極めて簡易な内容になっているという場合だと思うんですけれども。

【上田委員長】 どうですかね。

【牧之内委員】 今まではそういうのはだめだといって、その領収書はないという扱いをして いたわけですね。今度は領収書があるという扱いをしようと。それはなぜするのかというと、請 求書等と併せて見たら、実質的に支出を証明する資料になっているということなんだから、じゃ あ、その併せて見た書類を一緒に出すというのはごく自然なことではないかと思いますが、ただ、 今言われたように、提出書類がどこまでなのかというのは確かにというのもありますね。

【上田委員長】 どうぞ。

【井上支出情報開示室長】 支出の担当者として補足をさせていただきますが、既に平成21年分の1万円を超える領収書、政治資金監査を経て出てきております。従前の平成20年分までと比べて何が違っているかという中で、今の論点がまさにありまして、領収書で何々代としての部分がやはりちょっとそこが欠けている、請求書を見ると何を買ったかがわかるというケースについて、一部記載不備がある領収書と請求書がセットになって出てきているケースが結構増えてきております。それは多分監査人の方がこれはセットで出せばきちんとわかるから、その写しを提出すべきでしょうと、こういう御指導をされて出てきている団体のケースが、全部とは申しませんが、従前に比べれば増えてきている。私どもは確かにそれはセットでお預かりした方が、いざ情報公開請求に対して開示をしていくときによりわかりやすい開示になりますので、これはこれでこのままお預かりをして、いずれ情報公開請求があれば出していくのかなということで、今文書の整理を行っている状況にございます。

【牧之内委員】 ということは、私の意見に近いですね。

【上田委員長】 要するに、政治資金監査制度が始まって、今牧之内委員がおっしゃったみたいな形で提出される場合が、領収書と合わせて提出される場合が多いということですね。

【井上支出情報開示室長】 多いとまでは言い切れませんが、そういうケースが実際に出てきているということです。

【上田委員長】 それで、別に提出を拒む理由もないから、そのまま受け取って、将来、もし 写しの開示要求でもあれば、そのときに一緒に出すということですね。

【井上支出情報開示室長】 はい。

【上田委員長】 こういうことは、恐らくほとんど実務の話なんですけれども。

【井上支出情報開示室長】 実務の話でございます。確かに提出義務はないんですけれども、 じゃあ、これを不要だとしてお返ししなきゃいけないかというと、制度の趣旨上、政治資金監査 の議論の中で恐らくよりわかりやすく出すべきでしょうという御判断が団体側と監査人との間で あって出てきたものだとすれば、私どもとしてお返しするまではないのかなということで、今の ところお預かりした状態にはなっています。

【上田委員長】 政治資金課長。

【松崎政治資金課長】 実務として出てきているのは今申し上げたとおりなんですが、それを提出すべきというふうになると、そこを義務付けるものでもありませんし、任意に提出されてきているものをうちとしては受け取った以上はもう開示対象にはなりますので、ただ、いろいろなものがついていると、開示する際に不利益な情報とかいろいろな不開示にすべき情報がないかどうかということでの、実務としての、何ていうんでしょうか、1つの開示業務について、いろいろ気を遣わなければいけない業務がそれだけ増えていくというのは、一方で実態としては出てくるかなということはございます。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 ちょっとこだわって恐縮ですが、ただ、これだと、非常に近いところに請求書という言葉があって、それで、領収書とありますから、これは請求書は含まないということがいわば明確になりますよね。請求書は出さなくていいという意味になってしまいますよね。政治団体にしても、仮にその収支報告書等の開示請求を受けて、領収書の開示請求を受けたときに、いわゆる3事項がきちんと書いていない領収書が幾つも出てきて、これは不備じゃないかというようなことで問題視されるんであれば、請求書とセットになっておれば、そこのところの状況はわかるわけですから、その方が監査人にとっても、政治団体にとってもベターじゃないんですかね。

あと、実務的に書類が増えるという難点は確かにありますし、それを提出しなさいという命令 形、義務的に書くことが難しいというのもそのとおりだと思いますが、であれば、何かそこは工 夫できないでしょうか。請求書等も一緒に出す方が適切だとか。

【村手参事官】 望ましいとかですか。

【牧之内委員】 何かそういう表現にはできないですかね。

【上田委員長】 もともとそういう不備な領収書というのは、まず再発行を求めるのが今までは筋だったわけですよね。

【牧之内委員】 そうですね。

【上田委員長】 でも、再発行を省略して、請求書がきちんとそろっていれば、請求書と照ら し合わせることによって、正当な支出ということが確認できると、こういう場合には認めてやろ うということですから、確認としては再発行を求めるんじゃなくて、そういう請求書を添付して 提出することもできるとか、そういう書き方にはできないですかね。

政治資金課長、どうぞ。

【松﨑政治資金課長】 基本的には監査の現場で領収書の不備ということで、基本的にははね

ることなく、既存の団体内にある書類の中で、要するに、会計帳簿と収支報告書、それをつなぐ 領収書がきちんとつじつまが合っているかどうかという確認ができればよろしいということでの 領収書の確認ではないかと思いますので、それをさらに添付していきますと提出されるものがあ りますが、さらに今度新たに少額領収書ということで、1万円以下の領収書の開示請求というの も動き出しますので、じゃあ、その際にも少額領収書にも請求書の添付が必要なのかどうかとい うのを我々は法的に聞かれたときは、そこは要りませんとどうしても言わざるを得ないかと思う んですね。そうなると、やはりどっちが望ましいんだとかというところになると、何か請求書が 添付されることが望ましいというふうにつくられると、今後、政治団体側の方も、準備も含めて、 対応がどの程度できるのかというのはちょっとわかりかねるところなんですが。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 要するに、少なくとも請求書とかがあることによって、これをきちんとした 領収書とみなしましょうということですから、すべてのものに請求書がついていなきゃいけない とかいうわけじゃありません。むしろ、政治団体の側にとっても、不備なものを出すよりは、い や、請求書と一体になってほぼ内容的には完全なものになるというものを出した方が、それはい いんじゃないですかね。それは政治団体にとっても望ましいことなんじゃないですかね。せっか くここまで実態に合わせて、いろいろ監査人の意見を聞きながら、こういう修正をしようとして きているわけですから。

【上田委員長】 じゃあ、小見山委員、今の点についてどうお考えですか。

【小見山委員】 もともとの趣旨が、少しでも向こうの事務量を軽減させようと、それを監査 人も認めてあげてくださいよという趣旨だと思うんですね。ということは、仮に領収書だけ公表 になったときは、どういう監査をしていたんですかと、どういうふうなことでこれがオーケーに なったんですかと、こうなるわけですね。だから、そこのところだけを、逆に言えば、説明責任 が会計責任者にあり、次に監査人にあるということになってくると、会計責任者はまず第一義的 にその説明をしなくちゃいけないということがありますので、本人たちは自分で自らそういうふうな領収書に関連する請求書を出してくるというのは自然だと思うんですね。だから、それを妨げないでおくということ。

【上田委員長】 妨げないでおく。

【小見山委員】 どうなのかなと。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。妨げないという意味で。

【村手参事官】 じゃあ、なお書きを入れた後に、「また、その領収書等に係る請求書について

も記載不備のない領収書等と同様に保存・提出すべきこととして差し支えない」というような感じでどうでしょうかね。

【上田委員長】 谷口委員から御意見があるそうです。

【谷口委員】 これ、なお書き3行を削除してしまったらだめですか。不備であろうが完備であろうが、領収書を保存しなくてはいけないのは明らかなので、不備だから、不備でも併せて1本ならば保存しなさいとわざわざ書く必要はない。逆に、そこの3行があるがために、請求書をちぎって捨てろというふうな誤解を与えるというのであれば、この3行はむしろない方がいいんではないかというふうに思いますが。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【村手参事官】 一応保存・提出すべきと法律上義務とされる領収書については、3事項がそろったものを法律上領収書だというふうに扱うということから、目的欄がない領収書については、今の解釈では領収書がないということで、保存義務はかからないということになるということを前提とした上での議論だということなんですけれども。

【谷口委員】 でも、そこは提出しなければ、それは亡失等一覧に書かれなければいけないわけですよね。

【牧之内委員】 そうなんですよ。だから、そうなるともう従前と同じですよね。

【谷口委員】 書かれないということであれば、提出をされるということであるから、わざわざここで提出しなさいと書く必要はないのではないか。

【牧之内委員】 そういう意見です。

【谷口委員】 そこで、そういう請求書を捨てるという誤解を与えるのであれば、親切にここに書いてある必要はないんじゃないかと思うんですが。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 今の谷口委員のお話は、これは当然提出するものだということですね。領収 書扱いするんだから、だから、あえてここのなお書きは要らないじゃないかと。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【村手参事官】 多分今はそういう解釈で実際上動いています。動いているというか、そういう解釈が世間では受け入れられているので、書かないと多分保存・提出義務はかからないんだなと読んでしまう人が多いんだろうというように思います。

【谷口委員】 そうですか。

【上田委員長】 だから、先ほど参事官が言っていた「差し支えない」というぐらいの表現で

いかがでしょうか。

参事官、どうぞ。

【村手参事官】 ちょっと実務上問題が大きいと思いますので。

【松崎政治資金課長】 いえいえ、それは、出てくることは拒みようがないんですね。実際、 実務として出てきておりますので、もうこれが領収書ですといって、東で出されてきたやつをう ちで仕分けて、これは違いますといってやるようなことはないんで、提出されてきたものはもう 提出されたものとして、政治団体側が領収書と判断して提出してきているものですから、それは こちらの方では開示するときには全部一体のものとして開示します。ですから、出てきた場合は それは当然受け取って、開示対象にしていくことにはなります。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【村手参事官】 それでは、なお書きで領収書等との保存・提出をすべきであることと書いた後でございますけれども、「また」といたしまして、「領収書等に係る請求書等についても、領収書等の記載事項を補足するものとして保存・提出することとしても差し支えない」というような表現を追加させていただくということで、いかがでございましょうか。

【上田委員長】 牧之内委員、いかがでございますか。

【牧之内委員】 えらい消極的ですね。

【村手参事官】 いや。

【牧之内委員】 じゃあ、「差し支えない」ということは、後で開示請求等があったときにおか しいではないかと言われないためには、そういうのがきちんと添付されている方がむしろ自己防 衛になると、そういう意味で「差し支えない」という表現を使いましたと、こういう理解にさせ ていただきます。

【上田委員長】 じゃあ、ほかの点はいかがでございますか。 小見山委員。

【小見山委員】 よろしいですか。じゃあ、ほかの点で、41ページの政治資金監査報告書の ところでちょっとお聞きしたいところが2点ほどあります。

1点は、言葉の表現のことだけでございますが、この中に初めて、「当該報告書」ではなく、ここのところに「収支」という言葉が、上から4行目になるんですかね、新しい方の41ページの右側の方の監査報告書の1監査の概要のところの4行目、括弧書きで、「当該収支」という言葉が入ってきているんですね。その斜め右上にはそのまま「報告書」になっております。その後、(3)のところに「収支報告書」という言葉が加わったんですが、ここでは「収支報告書」となってい

るということで、この「報告書」と「収支報告書」が両方使われているので、この辺をこういう 形にされた理由をちょっとお聞きしたいんです。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【村手参事官】 ちょっと今言われて気がついたような次第で、申しわけございません。「収支」 と入れた方が適当だと思います。

【小見山委員】 だとすると、すべてに「収支」という言葉を入れることになってくると思いますが、それはよろしいですか。

【村手参事官】 はい。

【小見山委員】 それから、第2点目は、今のところと同じところでございまして、やはり1 の監査の概要の(3)のところに「徴取した」と書いてありますね。これは何を想定してこの言葉を入れられたんでしょうか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【村手参事官】 会計帳簿等の関係書類の中で、領収書については、政治団体側で、会計責任者がつくるものではないので、そういったことから「徴取」という言葉を出しています。

【小見山委員】 そうですね。そういうことですよね。この「等」の字の中にそれが含まれているんですよね。だから、それが読み取れるかなと私は思いまして、だから、いいのかなとは思っていたんですけれども、そこまで読み取れるかなと。

ここはいわゆる「収支報告書」を入れたい気持ちもよくわかりますし、「徴取した」という言葉を入れたいのもよくわかるんですが、文章を読んでいくと、「作成・徴取した」、どこにどこかからもらってきたものがあるんだろうというのが、「等」の字の中にしか入っていないという意味で、そこのところがちょっとどうなのかなと思いまして。この監査報告書は非常に大切なものですからね。その辺非常に細かくチェックさせていただいた次第です。

【上田委員長】 おっしゃるとおり、この仕組みが分かっている人が読めばすぐわかるんですけれども、初めて見る人はちょっとわかりにくいかもわからない。これは何とか工夫できますですかね。参事官。

【村手参事官】 一応1のところで括弧してこう書き下ろしているのでわかるかなと勝手に思い込んでしまいました。ちょっとどう工夫していいか、にわかにはあれですけれども。

【牧之内委員】 あるいは、「等」を置かずに2回フルで書くかというのもありますね。

【小見山委員】 これは言葉じりの話なので、ちょっとお任せした方がよろしいかもしれない。 ここで結論を出されなくても構いません。お気持ちはよくわかります。 【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【村手参事官】 それでは、もう1回、(1) のところを定義せずに、ここを会計帳簿等をずっと書き下ろすこととさせていただいたらいかがかなと思いますが。

【小見山委員】 (1) のところに書いてある言葉の中で、定義はもうつくってあるからということですね。

【村手参事官】 つくってあるからということで、今回そう書かせていただいたんですけれど も、ちょっとわかりにくいという御指摘でございますので、「会計帳簿等」と定義せずに、「会計 帳簿、明細書、領収書等」という形でここに書き起こさせていただいたらと思いますが。

【小見山委員】 これ、「作成等した」ということじゃまずいんですね。

【村手参事官】 そっち側の工夫ですか。

【小見山委員】 ますますわからなくなりますね。

【上田委員長】 牧之内委員、お願いします。

【牧之内委員】 全部取ってしまったらいいんじゃないですか。「作成・徴取した関係書類」、 あるいは、「収支報告書」をあえてここで入れなくてもいいような気がするけれども。

【小見山委員】 「収支報告書」を入れないと結構分かりやすいですね。

【牧之内委員】 そうですね。作成・徴取した会計帳簿等の関係書類でもいいし。今回は「収支報告書」を全部入れて、会計帳簿だけじゃないというのをはっきりさせようとしているんだけれども、そこはそういう、ちょっと。

【小見山委員】 ごめんなさい。ちょっとその辺だけはお任せしますよ。ちょっと私はそこのところをすぐに読めるのかなと思った。そこのところだけでございます。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【村手参事官】 一応収支報告書について政治資金監査を行った結果というのはやはり3号事項でございますので、一応はというつもりで書いているんですけれども、どう工夫できるかですね。名案があればいいんですけれども。

【牧之内委員】 全部取っちゃえばいいですね。「関係書類」だけでつくって。

【村手参事官】 関係書類だけ。

【小見山委員】 監査の結果のところは略していないんですよね。

【村手参事官】 フルで書かせていただいた方がいいかと思います。

【上田委員長】 そういうことですね。

【小見山委員】 監査の結果に(1)まで全部フルで書いてあるわけですね。

【上田委員長】 今参事官がおっしゃったとおりに。

【村手参事官】 もう定義を置かずに(3)でフルで書き起こさせていただきます。

【小見山委員】 はい、わかりました。

【村手参事官】 具体的には、まず2段目の「法第12条第1項に規定する」の後でございますが、ここに「収支」と入れさせていただきまして、「収支報告書」とさせていただきます。次に、「のすべての期間を対象として、当該」の後に「収支」と入れさせていただきます。そして、「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書」として、「をいう。以下同じ。」というところを削除して、「について支出に関する政治資金監査を行った」とさせていただきたいと思います。

(3) につきましては、2段目の「作成又は徴取した」とさせていただいて、先ほどの「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿・明細書・領収書等・領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書」を繰り返させていただいて、「についてマニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告する」というような形で記載させていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

【上田委員長】 小見山委員。

【小見山委員】 はい、結構だと思います。そうしてください。

あと、ごめんなさいね、もしお願いできたら、監査の結果のところにも「報告書」という言葉だけしか使っていないところがあるんですね。例えば42ページの(3)のところに「報告書」と書いてあるんで、これも「収支報告書」に統一してください。

【村手参事官】 わかりました。(3)ですね。そのようにさせていただきます。

【小見山委員】 すみません。

【上田委員長】 じゃあ、ほかに何かございますでしょうか。

池田委員、何かございますでしょうか。

【池田委員】 いえ、言うことないです。

【上田委員長】 そうですか。

じゃあ、次に第2の議題の「政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会(仮称)の実施 について」、説明を事務局にお願いします。

参事官、どうぞ。

【村手参事官】 それでは、資料3をお願いいたします。政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会(仮称)の実施ということで、従前は事例等説明会ということで御説明をさせてい

ただいておりました。平成22年度の新規予算としてとっている説明会でございます。今日の委員会で御了承いただければ、(仮称)を取って、フォローアップ説明会という名称にさせていただければというように思ってございます。

いわゆる法定研修を受けられた登録政治資金監査人に対して、登録を受けられた以降の事情についてフォローアップをかけていくために説明を行う説明会でございます。

今のプラン内容といたしましては、3の時間及び内容のところでございますが、全体で2時間 半程度を考えてございます。

内容については、政治資金監査人に対して行いましたアンケートの集計結果についての御説明、また、監査実務に関する質疑等についてお答えしていこうと、また、(3)で、今回のマニュアルの改定ポイントについての御説明、また、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会の方でアンケートを行っていただいてございますので、その御報告等をさせていただければというように思っております。

実施計画といたしましては、今年度6回を開催したいと考えておりまして、東京で1回、各地方で5回という形で、下の表につくりましたような形で実施日、開催地、会場ということで、今仮押さえをさせていただいてございます。

参加料は無料ということで考えてございますので、このような形で御了承いただければ進めていきたいと思っております。

以上でございます。

【上田委員長】 ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見ございましたらどうぞ御発言いただきたいと思います。

よろしゅうございますね。

それじゃあ、次の議題3、議題4は報告事項が中心になりますので、ちょっと順番を変えまして、議題5、「その他」として資料Cの説明をお願いいたします。

政治資金課長。

【松﨑政治資金課長】 それでは、私の方から御説明させていただきたいと思います。

資料のCでございますが、これはもう随分以前から御議論いただいて、委員会としては見解を おまとめいただいておりますクレジットカードを利用した場合の収支報告書、会計帳簿等の記載 の方法でございます。

5ページ目のところに昨年の第1回委員会でおまとめいただいた記載の方法、基本的にはクレジットカードを利用した際に記載をしていくということでございます。

これについて、私どもは法務省とも協議をしておりました。

そういう中で、幾つか議論がございました。クレジットカードでも一括払いの場合もあれば、 リボルビングといって、何に使ったかと実際の現金の支出とが必ずしもリンクしないケースもあ る、そういったものについても本当にこれでいいのかということも踏まえまして、4ページのと ころでございますが、今回収支報告書の手引の方にこのETCカード以外のクレジットカードを 利用した場合に簡易な記載はできないのかという問いに対して、適正化委員会の意見を踏まえま して、一括払いの場合にはクレジットカードにより物品やサービスを購入した時点で、支出の目 的ごとに支出額を計上するだけで差し支えないと考えられるということを記載してございます。 なお、やはり委員会の見解も併せて添付した上で手引の方に掲載をしたいと考えております。

また、クレジットカードの簡易な記載方法を認めるとしても、一定の金額で限度を設けてはど うかとの意見もありましたが、金額で記載方法に差をつける根拠はないと思いますので、このま まいきたいと思います。

なお、一方で、1ページ目のところに、相変わらず両建て記載を載せておりますが、これについてはやはり現金の動きもきちんとわかるという記載方法であること、また、団体によっては、年末処理としてカードの利用が前年にあって、実際口座から引き落とされるのが翌年に回る場合に、年末での預金の残高が帳簿と整合がとれないことについて問題があると思われる団体もありますが、その場合はやはり原則どおり両建ての記載をしていただければよいのかというふうに思いますので、それで一応併せてそちらの方の記載の方法も残しております。

これで今月改定ということで、手引の方を改めたいというふうに思っております。以上でございます。

【上田委員長】 小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 よろしいですか。ごめんなさい。これでよろしいと思うんですけれども、ちょっとこの書き方は、「差し支えないと考えられます」なんですが、例えば、このときは私は現金で落ちたときを選び、このときはカードを使ったときを、どうする、全部一括なんですよ、それはちょっと困るんですね。それを何か阻止するような文言は入れなくてもよろしいでしょうかね。

【松﨑政治資金課長】 それは団体によってその時々でやり方を変えるということですか。

【小見山委員】 いや、悪いところは、そのときによって、大きな金額なんですが、その年によって、今年は、今年はね、現金が欲しかったとき、このときは使ったときと、この年はというようなことで、使い分けができるようなことは困るんですよ、継続性という意味で。

【上田委員長】 政治資金課長。

【松崎政治資金課長】 基本的に現金が落ちたときだけ書けばいいということはこれでは言っておりませんので、やはりカードを使ったときには1回当然書くと。それがQ1のところで、そのときに両建てで書いて、現金が落ちたときにもう1回書く方法か、カードを利用したときだけの記載にするかということですので、団体によってはわざわざ煩雑な方と簡便なものを、あるときは煩雑に書いて、あるときは簡便なものということはないのではないかと。あるとすれば、先ほど申しましたように、年末処理のとき、通常は簡易な記載方法をずっと続けてくるんですが、年末だけ預金の残高と帳簿の残高をきちんと合わせたいと考えるところが、最後だけ両建ての記載をすることで現金が余計残っているということのないようにするケースがあろうかとは思います。

【小見山委員】 いや、私の趣旨は、収支報告書というのは損益を出すものじゃないんで、だから、それを調整することもないし、残高を記載して、うちの残高はこんなにたくさんありますとかいうことを記載するものでもないわけですよね。だから、そういうふうなことで、いろいろなふうな選択肢があったとしても、それを自分の都合のいいように選択肢を利用するということはないとは思うんですが、いわゆるあるときは現金主義にあり、あるときは発生主義にあって、その選択肢を両方自分で使い分けられるようなことは困るなということなんですよね。よくわかりましたので。

【上田委員長】 会計士さんとか税理士さんは継続性というのに一番重きを置くので、1つの帳簿の勝手なルールを選択した以上は全部同じ方法でやりなさいというのが公正妥当な会計基準の要請でもありますのでね。その都度、その都度変えるんじゃまずいんじゃないかという御質問なんです。

よろしゅうございますか。

じゃあ、次に第3の議題の「登録政治資金監査人の登録者数」及び第4の議題の「政治資金監査に関する研修について」、まとめて説明を事務局にお願いします。参事官。

【村手参事官】 資料4をお願いいたします。登録政治資金監査人の登録者数について御報告を申し上げます。

8月6日付登録分までの登録者数でございますけれども、総計、合計の欄を見ていただきますと、3,722名ということでございます。三士業の方々の割合実数というものについてもここに掲げたとおりでございます。

資料5でございますが、研修の実施状況ということでございます。8月6日現在で研修を終えられた方が3,581名ということでございます。

資料6でございますが、先ほどの資料4と5の間が200名弱空いてございますので、法定研修をさらにやっていこうということで計画を出させていただいてございます。先ほどフォローアップ説明会の計画をお示しさせていただきましたけれども、その地方開催の日の前日に担当者は行くものですから、その日に合わせて法定研修をやったらどうかということで案を出させていただいております。一応平成22年度は2回、東京の都道府県会館で研修は実施済みでございますが、地方で5回開催をさせていただきたいと思っております。

また、個別研修については随時やっておりますので、御報告をさせていただきます。以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして御質問、御意見ございましたらどうぞ御発言ください。 よろしゅうございますか。

では、本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等につきまして事務局から説明をお願いします。事務局長。

【江村事務局長】 政治資金マニュアルの改定につきましては、本日までの御議論をいただきまして、若干本日修正もいただきましたので、そういうものを踏まえた上で、改定案としまして、 委員長より本日ブリーフィングをしていただきたいというふうに考えております。

そして、案につきましては、政党への意見照会を行いますとともに、電子政府の総合窓口において登録政治資金監査人及びその他の政治団体並びに一般国民の方々からも意見募集を行いたいというふうに考えております。

【上田委員長】 その他、事務局から何かありましたらお願いします。参事官。

【村手参事官】 本日の委員会の審議状況については、この委員会終了後、8階の会見室におきまして、委員長からブリーフィングを予定してございます。本日の公表資料につきましても、この場で配布するする予定としてございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に明日の夕方ごろに確認の 御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと思います。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。参事官。

【村手参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきました結果、先ほどもちょっと触れましたが、9月16日の木曜日の午後3時に開催させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 本日は長時間にわたり、熱心に御審議いただきありがとうございました。

【村手参事官】 どうもありがとうございました。

【上田委員長】 以上で閉会します。